

第2次浅口市総合計画後期基本計画策定方針

1 計画策定の趣旨

第2次浅口市総合計画は、平成29年度から令和8年度までを計画期間としているが、実施すべき具体的な施策の方向を示した基本計画については、本市を取り巻く社会経済情勢の変化や、新たな市民ニーズ等に対応するため、見直しを行うこととしている。

前期基本計画(平成29年度～令和3年度)に引き続き、今後取り組むべき主要な施策の目的や方針などを分野ごとに示す「第2次浅口市総合計画後期基本計画」(令和4年度～令和8年度)を策定するもの。

2 計画の構成、計画期間(資料2 総合計画の体系図 参照)

基本構想、基本計画の2層構成とし、議会の議決を経るものとします。

(1) 基本構想

長期的な視点に立ち、本市のまちづくりの基本理念・将来像や行政経営の基本方針等を示します。計画期間は平成29年度(2017年度)から令和8年度(2026年度)までの10年間とします。

(2) 基本計画

基本構想を実現するための政策・施策の体系を整理し、政策分野別の目標や施策の方向性等を示します。計画期間は令和4年度(2022年度)から令和8年度(2026年度)までの5年間とします。

3 計画策定の視点

(1) 市民にわかりやすい計画

本市のまちづくりの基本理念・将来像や重点的に取り組む項目等を分かりやすく示すことにより、市民と目標を共有し、協働してまちづくりを進めていくための計画とします。

(2) 財政見通しや行財政改革と整合性のある計画

今後の社会経済情勢の予測、将来人口の推計等を踏まえた中長期的な財政見通しや、持続可能な行政経営のための行財政改革の取組とも整合が図られた現実的な計画とします。

(3) 目標達成のための適切な進行管理が行える計画

前期基本計画の評価をもとに、市の将来像を達成するための明確な目標を設定し、取組の改善・見直しにより、効率的かつ効果的な事業の推進ができる計画とします。

(4) その他

後期基本計画は、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の内容を踏まえたものとする。また、SDGs(持続可能な開発目標)や新型コロナウイルス感染症への対応等、最新の社会情勢についても計画に位置付けるものとします。

4 計画策定の体制(資料3 策定体制 参照)

(1) 総合計画審議会

総合計画の策定、施策の検討及び推進を図るため、産業界、行政機関、学術、教育、金融(産官学金)など各分野の有識者や、市民等で構成する審議会を設置し、方向性や具体案の検討を行います。

(2) 行政経営会議

総合計画の推進に全庁横断的に取り組むため、市長をはじめとする幹部職員で構成する行政経営会議において、基本計画案の作成及び策定後の進行管理を行います。

また、必要に応じて職員等で構成するプロジェクトチームを組織し、後期基本計画の策定及び推進のために必要な調査・検討を行います。

(3) 市議会

総合計画については、議会と執行部が車の両輪となって推進していくことが重要であることから、市議会に対し、策定の各段階において、検討内容を報告するとともに、基本計画案について、令和3年度中に市議会に提案し、議決を経て決定します。

(4) 市民参加

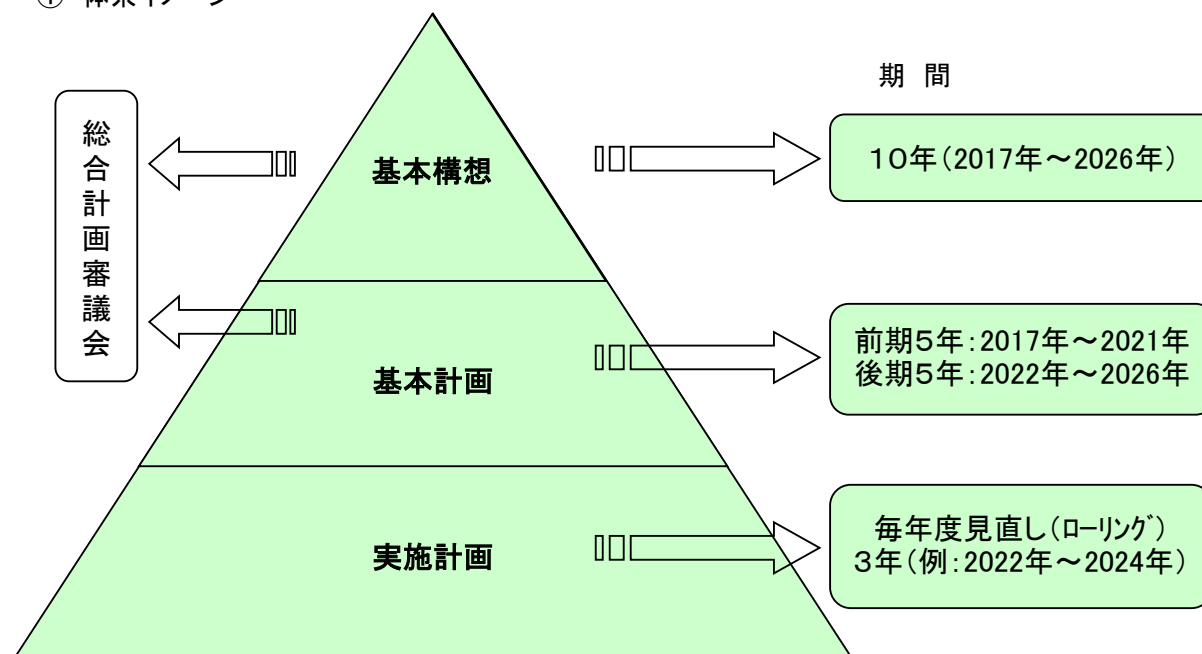
幅広い市民の意見や提案を反映した計画とするため、審議会への参画のほか、パブリック・コメントの実施や昨年度実施した市民アンケート調査の結果を計画に反映させるなど、策定過程への市民の参加に努めます。

5 計画策定のスケジュール(資料4 策定スケジュール 参照)

令和4(2022)年3月末までの策定を目指します。(令和4年3月定例会にて議決予定)

■総合計画の体系図

① 体系イメージ



② 構成

基本構想

市政運営を総合的かつ計画的に行う指針となるもので、まちづくりの基本理念、将来都市像及びそれを達成するために必要な施策の大綱を明らかにするもの。

基本計画

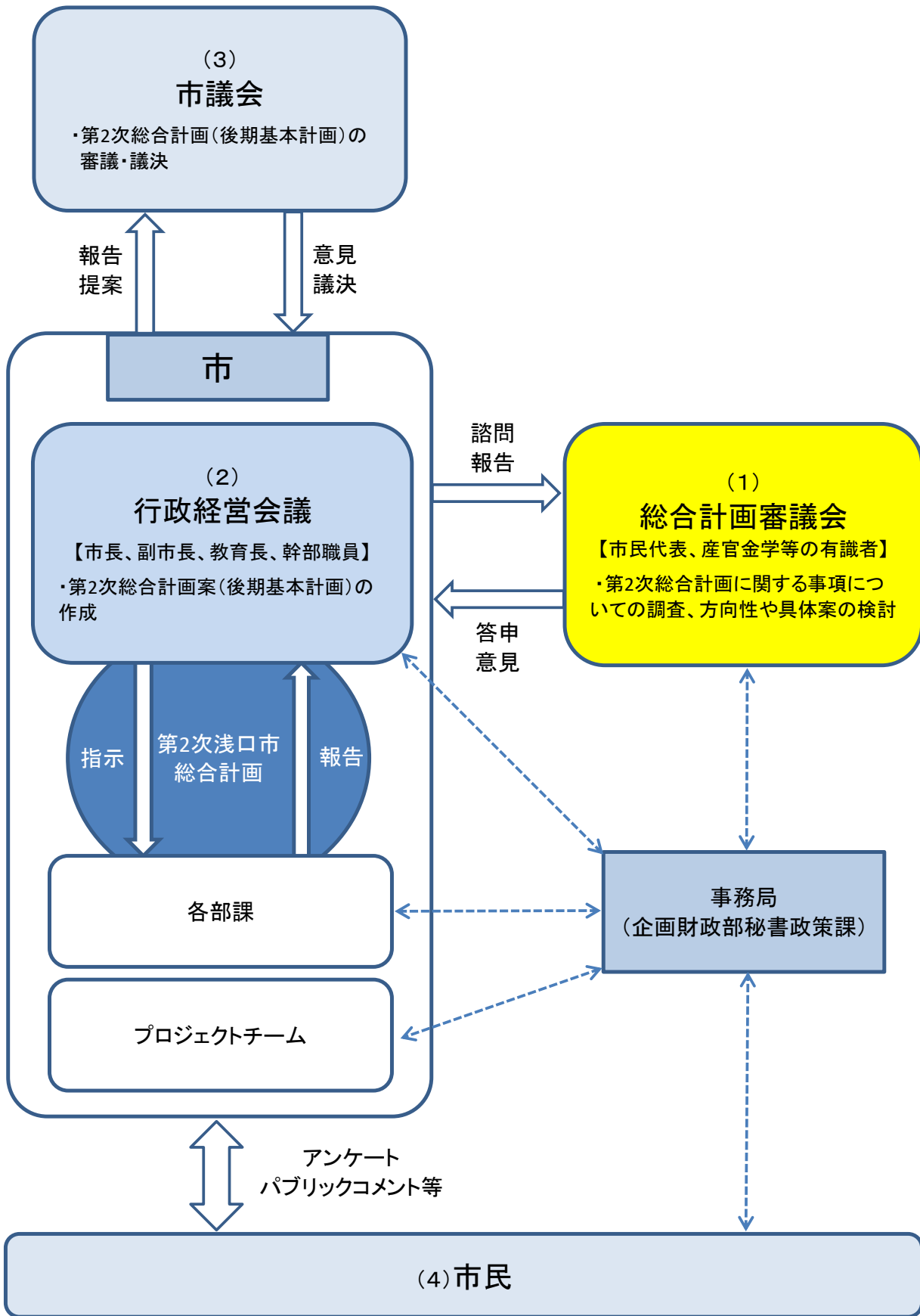
基本構想に掲げる将来像を達成するため、施策大綱に従い、今後取り組むべき主要な施策・事業を分野ごとに明らかにするもの。

実施計画

基本計画に示された主要事業の具体的な実施内容を明らかにするもので、毎年度の予算編成、組織機構、人事計画などの本市の経営方針となるもの。

将来像

「キラリと光る未来そうそうワクワク都市」



第2次浅口市総合計画後期基本計画 策定スケジュール

